

家屋を取り壊した場合

家屋滅失届の提出をお忘れなく

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地や家屋などの状況に基づいて課税しますので、昨年中に家屋を取り壊した場合は、忘れずに税務課へ家屋滅失届を提出してください。家屋滅失届の提出がない場合、平成27年度も引き続き課税される場合があります。家屋滅失届の様式は、税務課の窓口にて備え付けてあります。震災で損壊し、町で解体した家屋は、提出不要です。

問 税務課 賦課係 ☎0240-27-4160

年度末は混み合います

確定申告はお早めに

平成26年分の申告と納付などの期限は、所得税および復興特別所得税・贈与税が3月16日（月）、消費税および地方消費税が3月31日（火）です。平成26年分確定申告期は、原発事故により被害を受けた人が申告相談のため数多く来場することが見込まれますので、会場が非常に混雑し待ち時間が長時間になることが予想されます。手続がお済みでない方は、相馬税務署または最寄りの税務署まで電話などにより事前予約の上、申告はお早めをお願いします。

■会場
【相馬市会場】
 振興ビル6階（相馬市中村字塚ノ町65-16）
 午前9時～午後4時まで
 ※相馬税務署には申告書作成会場を設置しません。
 ※公共交通機関のご利用をお願いします。
【南相馬市会場】
 ビアフレスコ内（南相馬市原町区北原字境堀225）
 午前9時半～午後4時

■受付期間 3月31日（火）まで
 （土曜日、日曜日および祝日を除く）
 ※ただし、2月22日および3月1日に限り、日曜日開設します。

問 相馬税務署 ☎0244-36-3111

相談は無料です

特設人権相談所を開設します

■日時 平成27年3月3日（火）
 （毎月第1火曜日）午前10時～午後3時
 ■場所 広野町役場 301会議室
 ■相談料 無料
 ■相談員 いわき人権擁護委員協議会双葉地区部会の委員
 問 町民保健課 戸籍係 ☎0240-27-2113

町長とお話してみませんか？

町長との懇談の日を開設

町民の声を町政に反映するため、2月から町長との懇談の日を設けます。
 ■初回 2月10日（火）（3月以降の実施日は広報ひろのに掲載します）
 ■時刻 午後2時～4時。
 1人（1団体）約20分間（先着順）。
 ■場所 広野町役場 2階 応接室
 ■対象 広野町民
 ■申し込み方法 実施日の2日前までに下の問い合わせ先に電話してください。
 問 総務課 秘書広報係 ☎0240-27-2111

受け付けは2月13日まで

焼却灰などのペール缶を回収しています

町が配布したペール缶の回収を下のとおり実施します。回収を希望する人は受付期間内に申し込みをしてください。



- 回収するペール缶
 ①ペール缶 広野町が配布をした缶
 ②内容物 次の1か2のうちいずれか
 1 まき風呂や暖炉で発生した焼却灰
 2 自宅敷地内の側溝を清掃した際の汚泥や落ち葉など

■受付期間 平成27年2月13日（金）まで
 （土曜日、日曜日および祝日を除く）
 ■受付時間 午前8時半から午後5時まで
 ■今後のまき風呂などで発生した焼却灰の処理について
 焼却灰の放射線量が一般廃棄物として取り扱える見込みであることから、焼却灰については双葉郡指定の『もえないごみ用』の袋に灰のみを入れ、『もえないごみの回収日』に処分してください。

問 除染対策課 除染対策係 ☎0240-27-4162

平成26年12月分

児童扶養手当と公的年金とを併給できる場合があります

従来は公的年金（遺族年金・障害年金・老齢年金・労災年金・遺族補償など）を受給できる人は児童扶養手当を受給できませんでしたが、年金額が児童扶養手当より低い人は、平成26年12月からその差額分の児童扶養手当を受給できるようになります。平成27年3月までに申請した場合は、平成26年12月分の手当から受給できます。

児童扶養手当は、父子家庭・母子家庭などで児童を養育している人が受給対象ですが、所得制限があります。

問 福祉介護課 生活福祉係 ☎0240-27-2115

川口市でも使えるようになりました

おもいやり駐車場利用証の相互利用

福島県では、車いすマークのある駐車スペースの適正利用を図るため利用証を発行する「おもいやり駐車場利用制度」を実施し、あわせて他府県で発行する利用証との相互利用を行っています。このたび、相互利用できる自治体に埼玉県川口市が新たに加わり、合計31府県1市の間で利用証の相互利用ができるようになりました。これらの自治体で交付された利用証は、31府県1市の協力施設のどこでも利用できるようになっています。制度の詳細などは、次の問い合わせ先へお尋ねください。

■制度導入自治体
 岩手県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、福井県、山梨県、静岡県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、埼玉県川口市

問 福島県障がい福祉課 ☎024-521-7197
 福島県相双保健福祉事務所 ☎0244-26-1132

法人町民税・法人県民税など

申告・納付手続きは3月中に

広野町に本支店を置く法人の法人町民税や、本町に本店を置く法人の法人県民税、法人事業税、地方法人特別税の申告・納付については、期限の延長措置が平成26年3月31日に終了し、手続き期間が1年となっておりますので、平成27年3月31日までに忘れずに申告・納付の手続きをお願いします。

問 法人町民税に関すること
 広野町 税務課 賦課係 ☎0240-27-4160
 法人県民税などに関すること
 相双地方振興局 県税部 ☎0244-26-1126